

延岡市景観条例

延岡市都市景観条例（平成7年条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び行政が協働し、自然と歴史、産業が織り成す本市固有の景観を守り、育み、つくり、次世代に引き継ぎ、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、良好な景観の形成に関する市民の意識を高めるため、その普及及び啓発に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自らも景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画の策定）

第5条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項に規定する事項のほか、良好な景観の形成を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第20条第1項に規定する延岡市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（景観形成重点地区）

第6条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を景観形成重点地区として指定することができる。

2 景観計画においては、景観形成重点地区ごとに、法第8条第2項第1号及

び第2号に掲げる事項並びに同条第3項に規定する事項を定めるものとする。
(行為の届出等)

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観形成重点地区における次に掲げる行為とする。

(1) 土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を除く。)であって、当該変更に係る土地の水平投影面積の合計が3,000平方メートル以上又は法面の高さが5メートル以上のもの

(2) 木竹の伐採又は移植(維持管理のためにするものを除く。)であって、当該伐採又は移植に係る土地の水平投影面積の合計が3,000平方メートル以上のもの

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の集積又は貯蔵であって、当該集積又は貯蔵の期間が6月を超え、かつ、面積が500平方メートル以上又は高さが5メートル以上のもの

2 前項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 第1項に規定する行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

4 第2項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第1項に規定する行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 第1項に規定する行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

5 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法(その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるものを除く。)とする。

(届出を要しない行為)

第8条 景観形成重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 建築物の増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替であって、当該変更に係る部分が外観の過半を占めていないもの

- ウ 建築物の色彩の変更であって、外壁面における当該変更に係る部分の鉛直投影面積の合計が外壁面の鉛直投影面積の合計の5分の1以下であり、かつ、屋根面における当該変更に係る部分の水平投影面積の合計が屋根面の水平投影面積の合計の5分の1以下であるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為のうち、次の各号のいずれかに該当するもの
- ア 工作物（規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る部分の水平投影面積の合計が10平方メートル以下のもの
- イ 工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替であって、当該変更に係る部分が外観の過半を占めていないもの
- ウ 工作物の色彩の変更であって、外壁面における当該変更に係る部分の鉛直投影面積の合計が外壁面の鉛直投影面積の合計の5分の1以下であり、かつ、屋根面における当該変更に係る部分の水平投影面積の合計が屋根面の水平投影面積の合計の5分の1以下であるもの
- エ 高さが13メートル未満の工作物の建設等

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

2 景観計画区域（景観形成重点地区を除く。）における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが13メートル未満又は延べ面積が500平方メートル未満の建築物の建築等
- (2) 延長が30メートル未満のアーケードの建築等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる行為
（届出を要しない行為の景観計画への適合）

第9条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が法第8条第4項第2号の規定により景観計画において定める規制又は措置の基準に適合するように努めるものとする。

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同条第7項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。

（完了届）

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（助言又は指導）

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るために必要な助言又は指導をするものとする。

（勧告及び命令の手続）

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くことができる。

（景観重要建造物等の指定等の手続）

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときについて準用する。

（原状回復命令等の手続）

第15条 第13条の規定は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするときについて準用する。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準等）

第16条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

2 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。

3 第13条の規定は、法第26条又は法第34条の規定による命令又は勧告をしようとするときについて準用する。

（支援）

第17条 市長は、市民及び事業者による良好な景観の形成を推進するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（景観アドバイザー）

第18条 市長は、良好な景観の形成に関する市民活動への支援並びに建築物及び工作物の形態意匠に関する助言等を行う景観アドバイザーを置くことがで

きる。

(表彰)

第19条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物、工作物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に寄与する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(延岡市景観審議会)

第20条 この条例の規定によりその意見を聴くこととされた事項のほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため、延岡市景観審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(延岡市都市景観審議会条例の廃止)

2 延岡市都市景観審議会条例（平成元年条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に延岡市都市景観条例第10条第1項又は第16条第1項の規定により届け出られた行為については、なお従前の例による。

4 第2項の規定による廃止前の延岡市都市景観審議会条例第1条の規定により置かれた延岡市都市景観審議会（以下「旧審議会」という。）は、第20条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日、第20条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成23年12月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。